

1 委託業務の目的

国際会議等MICE誘致にかかる国内でのセールス・プロモーションは、大学、研究機関、企業等が集積し、国際会議等の主催者となり得るキーパーソンが多く存在する首都圏・関西圏での活動が中心となっており、同地域での営業活動は必要不可欠となっている。そこで、当該地域において国際会議等MICE開催に関する情報収集やきめ細かなセールス活動を効率的に行うため、現地に営業スタッフを配置する。

2 定義

(1) ここでいう国際会議とは、次のすべてを満たすものとする。

- ・ 主催者が「国際機関・国際団体（各国支部を含む）」又は「国家機関・国内団体」であること
- ・ 参加国（参加者の居住国）が日本を含む3か国以上であること。
- ・ 参加者総数が50名以上であること。なお、外国人参加者（2名以上）には、会議の出席を目的に来日した会議代表、オブザーバー、同伴家族を含む。
- ・ 開催期間が1日以上であること。
- ・ 特定企業の利益目的や、政治又は宗教目的を有しないこと。

上記の国際会議の要件を満たしていれば、名称は、学会、シンポジウム、セミナー等でも国際会議として扱う。

(2) MICEとは、次のことをいう（※JNTOのホームページより転載）

M・・・企業が目的に応じて関係者を集めて行う会議

I・・・企業が、従業員や代理店等の表彰、研修、顧客の招待等を目的で実施する旅行

C・・・国際機関・団体、学会等が主催または後援する会議

E・・・国際機関・団体、学会、民間企業等が主催または後援する展示会、見本市、イベント等

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月25日（火）まで

4 業務概要

(1) 国際会議等MICE主催者等へのセールス活動

国際会議等MICEの主催者となり得る大学教授等大学関係者や学会事務局、企業等（以下、「MICE主催者等」という。）が多く在住する首都圏・関西圏など県外で、訪問先が偏らないよう営業方針・計画を立てたうえで、三重

県での国際会議等の開催提案（営業活動）等を行うこと。

①誘致のための営業活動

ア 誘致営業活動を行う対象は、主に首都圏・関西圏に在住・在勤等するMICE主催者等とする。

イ 誘致営業活動を各月延べ10者以上（もしくは年間延べ100者以上）に対して行う。

ウ 誘致営業活動報告書を翌月10日までに提出すること。

※3月分については、契約期間内に提出すること。

なお、報告書には以下の内容を記載すること。

- ・訪問先情報（訪問日時、訪問団体名）
- ・MICE開催に関する情報（開催予定の有無等）
- ・その他、学会情報等営業活動の中で聞き取った内容

エ 誘致可能性が高い案件については、三重県と受託者で誘致方針を検討する。なお、誘致方針等の打ち合わせについては、Web会議や対面等により、その都度必要に応じて開催する。

オ 営業活動にあたっては、三重県が作成したパンフレット「MIE MICE GUIDE～国際会議開催・支援制度のご案内」が活用できるほか、受託者において飲食店や近隣ホテル、観光地を紹介するリストやPRツールを作成して活用すること。

カ 営業活動にあたっては、「三重県海外MICE誘致促進補助金」（1件あたり最大220万円、令和6年度の予算額900万円）の活用を提案できる。

キ カの補助金交付対象となる国際会議の誘致については、開催時期が令和6年度内だけでなく、令和7年度以降開催分でも可とする。

②セミナー、交流会等PRイベントの開催

MICE主催者や会議運営受託事業者等を主な対象として、三重県でMICEを開催する際のメリット等のPRや参加者とのネットワーク構築を目的としたセミナーや交流会等を開催する。

なお、開催にかかる基本的な仕様は次のア、イ、ウのとおりとする。

ア 場所：都内もしくは関西圏等

イ 内容：三重県のMICE開催に関する情報提供、県産食材を使った料理の提供および交流会 等

ウ 回数と規模：

50名程度の規模を2回以上とし、そのうち1回は三重テラスでの開催とすること。その他の開催地については、本事業の意図を踏まえて自由に提案できる。

(参考)

【事例1：三重県が令和5年度に実施した内容】

- ◆日時：令和6年3月14日（木）18時～20時まで
- ◆場所：三重テラス2階コミュニティスペース
（東京都中央区日本橋室町2丁目4-1 YUITO ANNEX）
- ◆参加者：学会、旅行関係事業者、企業等 41名
- ◆内容：
 - ・三重県、および県内市・団体によるMICE開催環境等に関するプレゼンテーション
 - ・三重県産食材を使用した料理を提供した交流会

【事例2：愛知・名古屋MICE説明会2019】

※愛知・名古屋MICE推進協議会ホームページから抜粋

- ◆日時：平成31年1月30日（水）14時30分～17時まで
- ◆場所：東京大学伊藤国際学術研究センター
- ◆参加者：学会、業界団体、展示会主催者、インセンティブ企画会社等
62団体98名
- ◆内容：第1部 情報提供
第2部 ネットワーキング（立食形式）

③その他

国内外の商談会への参加や、MICE開催に際して1日でも多く三重県に宿泊していただけるように県内エクスカージョンの提案ができるようなモデルプランやツールを作成する等、上記①②に追加することで高い効果が期待できる取組内容がある場合には、積極的に提案すること。

(2) ノベルティグッズの作成

営業活動等で活用するノベルティグッズを次のとおり作成すること。

- ・県産品等を利用したものなど、三重県をPRできるグッズを自由に提案すること。
- ・グッズを通じて三重県を知っていただく、あるいは思い出していただけるものが望ましい。
- ・計画する訪問先すべてにお渡しできる個数とすること。（最低100個）

(3) 委託業務実績報告書の提出

受託者は、委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

①提出方法

以下3点を含む営業業務委託実績報告書（様式自由）

- ア 営業活動報告書、および、契約期間中の営業活動で得られたコメント
- イ 誘致方針等に関する打ち合わせ記録
- ウ その他委託業務中に入手した国際会議や学会等の開催にかかる情報

②提出期限

履行期限である令和7年3月25日（火）までとする。

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。

6 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認通知の発出後に行うものとする。

7 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

8 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、三重県個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有

する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。

(6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

(7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

(8) 障がいを理由とする差別の解消と推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

9 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県観光部海外誘客課 MICE・高付加価値観光班

Tel : 059-224-2974 FAX : 059-224-2801 E-mail : inbound@pref.mie.lg.jp

担当 : 橋爪、南